

中国農村金融機関の展開過程と今後

河原 昌一郎

目 次

1. はじめに
2. 前史－農村信用社の成立－
3. 第Ⅰ期－農村信用社－
 - 1) 社会主義と農村信用社
 - (1) 農村の社会主義改造と農村信用社
 - (2) 人民公社期における農村信用社組織の二重性
 - (3) 農村信用社の人民公社からの分離
 - 2) 改革開放政策の開始と農村信用社
 - (1) 農業銀行の復活と農村信用社組織の二重性の維持
 - (2) 農村合作基金会と農業發展銀行
 - (3) 民間貸付の増加
 - 3) 1996年の農村金融体制改革
 - (1) 1996年改革の背景
 - (2) 1996年改革の内容
 - (3) 1996年改革の破綻－農村信用社改革の挫折－
4. 第Ⅱ期－新型農村金融機関－
 - 1) 農村信用社の企業形態の転換
 - 2) 農村商業銀行と農村合作銀行の企業形態
 - 3) 新型農村金融機関の形成
 - (1) 新型農村金融機関の導入
 - (2) 三種新型農村金融機関の企業形態
 - (3) 三種新型農村金融機関と資金需要
 - 4) 三種新型農村金融機関の動向
 - (1) 農村金融機関の動き
 - (2) 村鎮銀行
 - (3) 貸付会社
 - (4) 農村資金互助社
 - 5) 各農村金融機関の位置付けと今後
 - (1) 各農村金融機関の位置付け
 - (2) 中国農村金融機関の今後の見通し
5. おわりに

1. はじめに

中国農村ではなぜ農村金融機関が健全に発展し、定着しないのか。このことは中国農村の問題に関心を持つ者の共通の疑問であろう。

中国で農村信用合作社（以下「農村信用社」という。）が設立されるようになったのは民国期（中華民国の統治時期）の1920年代であるが、関係者の努力にもかかわらず、十分に理解され普及することなく、1949年の中華人民共和国（以下「新中国」または「中国」という。）の成立を迎えることとなった。

新中国では、農村の土地公有化等の社会主義改造が急速に進められる中で、農村信用組織については1郷1農村信用社の体制が実現する。しかしながら、これは実体が十分に伴うことなく、農村の社会主義化という流れの中で、ともかく形式的にそうした体制を作り上げただけという色彩が強いものであった。人民公社期の初期には、農村信用社が一時的に人民公社に吸収され、その後再び分離される等、組織が混乱する。人民公社期は、貸付先が人民公社（生産隊）に限定される中で、貸し付ける先もほとんどなく、ただ農村で預金を吸収して中央に送るとい程度の役割しか果たすことがなかった。

1978年の改革開放政策開始後は農村信用社の組織を改善して協同組合組織とすることがめざされることとなった。もともと民国期の農村信用社は協同組合として考えられていたのであり、ある意味で原点に戻ろうというものである。農家は農村信用社の組合員となり、協同組合金融が農村金融を担うこととされたのである。

ところが、この組織改編がまったくうまくいかなかった。政府は何度も新たな方針を打ち出してこの組織改編を進めようとするが、結局失敗に終わってしまう。多くの農村信用社が経営不振から抜け出せないままであった。

農村信用社が協同組合組織として農村金融で中心的な役割を果たしていくという政府の構想は再考を求められることとなったのであり、また、1990年代終わりごろからは、農村信用社を含め、金融機関の財務状況の改善が強く求められるようになっていた。

こうした状況に対応して、2003年に、条件が整ったところから農村信用社を

株式制銀行（農村商業銀行）に改組していくという方針が示された。引き続き2006年にはこれまではない新たな組織形態をしたいいわゆる新型農村金融機関を農村金融に参入させる方針が打ち出された。

この2003年を区切りとして、中国の農村金融機関に関する政策は大きく転換したとして良いであろう。すなわち、農村信用社をあくまで農村金融の中心として考えていた時期から、農村信用社以外の新型農村金融機関にも農村金融を担わせる時期へと移行したのである。

さて、ここで、中国の農村金融機関に関する政策を時期区分すれば、新中国成立までを前史とし、農村信用社を農村金融の中心として考えていた新中国成立から2003年までを第Ⅰ期、農村信用社を改組した農村商業銀行や、農村信用社以外の新型農村金融機関にも農村金融を担わせることとした2003年から現在までの時期を第Ⅱ期とすることが可能であろう。そして現在は第Ⅱ期に属する。

本稿は、以上の事情を念頭に置きつつ、改めて中国農村金融機関の展開過程を整理し、その中で、①なぜ農村信用社は中国農村で十分な役割を果たせなかったのか、②農村信用社の改組が求められた背景は何か、③新型農村金融機関導入の狙いと現状をどう評価するか、ということを明らかにし、その上で中国農村金融機関の今後の方向性を検討することとしたい。

なお、本稿の各章の題名は、時期的な背景を把握しやすくする観点から、上述の時期区分で表記することとした。

2. 前史－農村信用社の成立－

近代の中国の農村金融政策は、実質的に農村信用社の成立とともに始まったとしてよいであろう。そして、それ以降、中国の農村金融政策は主として農村信用社を軸に展開する。そこで、以下ではまず農村信用社の成立の経緯を見ておくこととしたい。

農村信用社の設立は主として合作運動の一環として進められるが、中国合作運動の創始者は上海の復旦大学教授であった薛仙舟（1878－1927年）であるとされる。薛仙舟は合作制度の宣伝等に努めつつ、1919年には中国で最初の信用合作組織とされる上海国民合作儲蓄銀行を設立した。

薛仙舟の合作運動は、この頃から盛んになった学生運動に取り入れられ、揚子江沿岸諸省、上海および北京で信用合作社2社、消費合作社9社、生産合作社3社が設立された¹⁾。ただし、これらの合作運動は、必ずしも中国の国情に合致せず、設立されたもののしばらくして解散している。

この当時、これとは別に、被災者救済という観点から合作事業に注目したのが中国華洋義賑救済總會（以下「華洋義賑会」という。）である。華洋義賑会は1923年4月に農村合作事業の実施方針を議決・決定し、同年6月に河北省で「香河県第一信用合作社」を設立した。この合作社は河北省で最初の合作社であるとされる。この後、華洋義賑会の支援によって、河北省での合作社数は着実に増加し、1923年に8社であったものが、1928年には604社となった²⁾。

中国の合作運動は、1927年の国民政府南京建都後に大きく飛躍した。国民政府は、合作運動を国民政府の基本的運動方針である七項運動の一つとして取り上げた。そうした国民政府の積極姿勢を背景として、合作運動が全国的に活発化したのである。

国民政府中央の合作行政の最高機関として1935年に実業部合作司が設置された。地方機関では、江蘇省、浙江省に合作庁が置かれ、江西、湖北、安徽、福建、甘肅、四川等の各省には農村合作委員会等が設置された。また、県クラスでは、実験県とされて合作事業が推進されたところもある。山東省鄒平実験県がその例である。

この時期は、こうした政府機関とともに、華洋義賑会を代表として、宗教団体、教育機関、学者団体等の各種機関によっても合作運動が推進された。

また、1934年3月1日に中華民国合作社法が公布（1935年9月1日施行）され、合作運動推進の制度的整備も図られている。

こうした各種活動によって中国の合作社数は大きく増大し、1929年の合作社数は1,612社にすぎなかったが、1936年には合作社数は37,318社、社員数は約164万人となった³⁾。

ただし、当時の中国の総農家数は約5千万戸なので、農家の加入率は総農家数の3%程度にとどまっており、合作社が農村全体に普及したという訳ではない。

また、農村信用社は、農家の共同組織として農村復興、農業振興等に果たす

役割が期待されたが、現実の農村での農家の借入れにおいては、農村信用社からの借入れはわずかなものにとどまっていた。表1は1934年当時の農家の借入れ先別金額内訳であるが、農村信用社からの借入れは全体の2.6%を占めるにすぎず、一方で地主や商人からの借入れが多く、両者で約50%を占めていた。この当時においては、人間関係や個人的信用に基づく貸借が依然として主流だったのである。

表1 農家の借入れ先別金額内訳
(1934年・調査地域総計22省850県)

銀行…2.4%		合作社…2.6%
質屋(典当) 8%		錢莊…5.5%
商店…13.1%		地主…24.2%
富農…18.4%		商人…25%

資料：侯建新(2002)『農民・市場与社会変遷』社会科学文献出版社、258頁。

このように、民国期(国民政府が中国を統治していた時期)においては農村信用社の設立が奨励され、一定の普及を見たものの、その影響力はわずかなものであった。また、農村信用社一社当たりの規模が小さく、農民の協同組合に対する理解もなかったことから、十分な定着性や発展性を持ちえなかった⁴⁾。

この後、1937年に日中戦争が勃発し、中国は国民党政府管轄地域、日本軍占領地区、中国共産党解放区の三地区に分かれて統治が行われるようになり、それぞれの政治目的に応じ、物流の統制等のための合作社政策が実施される⁵⁾。そして、国共内戦期を経て1949年に新中国が成立し、中国農村は全く新しい時代へと移行するのである。

3. 第I期—農村信用社—

1) 社会主義と農村信用社

(1) 農村の社会主義改造と農村信用社

新中国成立とともに全国農村で土地改革が行われて地主勢力が一掃され、全国農村は土地経営規模のほぼ均等で零細な農民で覆われるが、この当時に形成された金融関連の農村合作組織の形態は主として次の3つであった⁶⁾。

- ①農村信用社
- ②供銷合作社信用部
- ③信用互助組

このうち、農村信用社は、農村信用合作組織としては最も整備された形態であるが、1950年頃の中国農村では農村信用社の設立に要する農民の資金力や理解も不十分であったことから、農村信用社の設立はわずかなものにとどまり、ただちに農村信用社が中国農村で一般的に設立されたわけではない。

北京市の例で見れば、この当時において、多くの農村で採用された農村信用合作組織の形態は供銷合作社信用部であった。農民の出資金だけでは独立した組織として農村信用社を設立することが困難な状況の中では、購販売事業を主目的とした供銷合作社に信用部を付設することが現実的な対応だったのである。北京市の最初の供銷合作社信用部は、1950年12月3日に設立された六郎庄郷供銷合作社信用部であるが、その設立目的について同信用部の章程には「本部は専ら信用業務を営み、群衆の遊休資金を組織し、社員の生産および生活上の流動資金の困難および需要を解決し、高利貸の搾取を免れ、供給販売と結合して生産を發展させ、生活を改善することを目的とする」と規定されている。すなわち、供銷合作社信用部の主な目的は、①農民の生産・生活上の流動資金を融通すること、②高利貸からの借入を防止することの二つである。当時の農村での農民の資金的困窮、高利貸の存続といった事情が読み取れよう。

また、北京市では1952年7月現在、信用互助組織が69組織存在し、参加者数1,154人、出資金909万元であった⁷⁾。参加者はごく限られているが、出資金が比較的大きく、1人当たり出資金は7,877元にも及ぶ。このことは信用互助組織の加入者が一般の農家ではなく、比較的富裕な中農を主体とした層であったことを示唆するものである。

ところで、こうして設立された農村信用合作組織のその後の動向は、1952年以降全国農村で本格的に進められた農村合作化の動きと無縁ではなかった。農村合作化は、1952年頃から互助組の設立、1955年頃には初級合作社の設立、1956年からは高級合作社への設立へと進展し、農村土地を公有化して農村の社会主義改造が進められるのであるが、農村信用合作組織もその動きと軌を一にして再編され、1郷1農村信用社への体制へと移行していく。

北京市では1952年冬から農村信用社の設立に向けた取組が積極的に進められ、1954年になると農村信用社設立の動きが大きく加速し、同年末には北京市で設立された農村信用社は275社、参加農家は64,300戸となり、基本的に各郷に1農村信用社の設立が実現した⁸⁾。こうした中で、供銷合作社信用部と信用互助組は全て農村信用社に統合されることとなった。

表2は、この当時の北京市の農村信用社の預金額の推移を見たものである。なお、表中の「集団」とは、互助組、初級合作社、高級合作社のことである。

表2 農村信用社（北京市）の預金額の推移

単位：万元

年度	預金残高	そのうち	
		集団	個人
1952	59	4	55
1953	112	25	87
1954	348	174	169
1955	862	538	260
1956	948	569	379
1957	1371	890	481

資料：中国農業全書編集部（1999）『中国農業全書・北京巻』中国農業出版社、72頁。

同表から明らかなおとおり、農村信用社の設立が積極的に進められるようになった1954年頃から、預金残高が急増していることがわかっていこう。中国農村の資金がこのようにして農村信用社に集められ、銀行（農業銀行または人民銀行）への再預金という形を通して中央に吸収されるという体制がこの当時に形成されるのである。

1958年以降、中国農村の合作化の動きは社会主義的性格を有すると言われる高級合作社の設立にとどまらず、さらに工農商学兵に関する権限を統合した人民公社の設立へと進んで行く。

(2) 人民公社期における農村信用社組織の二重性

人民公社の設立は農村金融組織にも直接的な変革をもたらした。農村組織が再編成され、全ての権限が人民公社に集中されていく中で、農村信用社も人民公社の中に取り込まれることとなったのである。

農村信用社は、その当時に各地にあった人民銀行営業所とともに、人民公社

の信用部として人民公社に統合・吸収された。この人民公社の信用部の性格について、1958年の中共中央・国務院「人民公社信用部業務中のいくつかの問題および国営企業流動資金問題に関する決定」は「人民公社信用部は人民公社の構成部分でもあり、人民銀行の当地の営業所でもある」として組織が二重性を有することを明記した。さらに両者の関係について1959年4月に中共中央は「農村人民公社の貸付管理業務を強化することについての決定」で「人民公社信用部（すなわち銀行営業所）は上級人民銀行および公社管理委員会の二重の指導を受けるが、上級人民銀行の指導を主とする」として、人民銀行営業所としての性格が優先するものとした。

(3) 農村信用社の人民公社からの分離

ところで、大規模な人民公社の設立運動とともに進められていた大躍進運動の結果として、1959年から3年連続で悲惨な経済的困難がもたらされたことから、これらの運動についての見直しが進められ、1962年には人民公社の規模等についても調整が行われた。例えば北京市では、1958年に73社に拡大統合されていた人民公社が、1962年末には285社に分割されている⁹⁾。

こうした人民公社組織の再編とともに、農村信用組織のあり方も見直されることとなり、農村信用組織は人民公社から分離して再び農村信用社として独立することとなった。北京市で1962年にあらためて設立された農村信用社数は概ね人民公社数と同じ276¹⁰⁾であり、ほぼ1人民公社に1農村信用社という体制になった。

ただし、このことによって、農村信用社のもとの集団所有という性格は回復するものの、引き続き人民銀行による一元的な指導監督が行われ、農村信用社の業務で人民銀行の指導が優先するという組織の二重性はそのまま維持されている。

なお、この後、中国では1966年に文化大革命が勃発し、農村信用社ではかつての貧農、下層農、中農から成る「貧下中農管理委員会」が設置され、同委員会で全ての管理運営が行われるようになったこともあって、多くの農村信用社の管理が混乱し、経営の悪化を招くこととなった。

2) 改革開放政策の開始と農村信用社

(1) 農業銀行の復活と農村信用社組織の二重性の維持

改革開放政策開始直後の1978年に、管理が混乱していた全国の農村信用社に対して財務整理、資金整理、帳簿整理を行う「三整理整頓事業〔三清整頓工作〕」が行われ、経営の立て直しが図られることとなった。

また、今後予想される農村での資金需要の増大等に対応するため、1979年2月に農業銀行が復活した。農業銀行は、これまで、その時々的情勢に応じて、設立されては人民銀行に統合されるということが繰り返されてきたが、これ以降は現在に至るまで継続して存続している。

農業銀行の管理、業務については、1979年2月23日国務院「中国農業銀行を復活させることについての通知」で「中国農業銀行は国務院の直属機構として、中国人民銀行が代わって管理する。主要な任務は、農業支援資金を統一管理し、農村貸付を集中的に処理し、農村信用社を指導し、農村金融事業を発展させることである」と規定され、農業銀行が人民銀行に代わって農村信用社の指導機関となることが明記された。

これについては、さらに、1979年5月5日に中共中央弁公庁が回付した中国人民銀行党組「農村人民公社工作条例（試行草案）」修正建議で「農村信用社は集団金融組織でもあり、また農業銀行の基層機構でもあって、農村金融の各種業務を行い、国家金融部門の職権任務を執行する」として農村信用社組織が二重性を維持することを確認した。なお、同条例では、同時に、農村信用社の職員は中国農業銀行の職員と同じ待遇が与えられることを確認しているが、これも農村信用社が中国農業銀行の基層機構であることを反映したものであろう。

ただし、農村信用社が集団金融組織でありかつ農業銀行基層機構でもあるという組織の二重性は、農村信用社の経営効率の観点からはもとより望ましいものではない。このため、この後、経営効率の向上の観点から、例えば1984年には合作金融（協同組合金融）の性質を回復させる方向が目指され、また、1988年には農村信用社についての経営請負責任制（主任請負、従業員集団請負等）が実施されたが、いずれも農村信用社の経営を好転させるものとはならなかった。

(2) 農村合作基金会と農業発展銀行

農村合作基金会は、人民公社が解体して集団財産に対する管理が混乱するという状況の中で、集団の資金の管理・利用を適正に行うことを主目的として1984年に自然発生的に出現したものとされる。

集団資金の適正な管理に有用なものとして中央・地方政府が提唱したこともあって全国的に普及し、全国の半数に近い郷（鎮）で農村合作基金会が設立された。

郷鎮、村の積立金と農家の新規出資金を貸付資金として貸付業務を行ったが、内部の運営管理方法が規範化されていないこともあって管理が不健全なものとなり、機能が適正に果たせなくなるという問題が多発するようになった。

また、1994年11月18日に農業発展銀行が発足した。農業発展銀行は、国務院に直属する政策金融機関として、農業分野における長期開発性資金の融資期間としての役割が期待されるものであるが、現状では、政府の行う農産物買付の資金貸付機関としての色彩が濃い運営となっている。

(3) 民間貸付の増加

改革開放政策開始後、前述のとおり、農村信用社の経営が十分に好転せず、農村での正規金融機関（農業銀行、農村信用社）による融資は不十分なままであったが、この当時の所得増加を背景として農家の資金需要は確実に高まっていた。表3は正規、民間貸付別の農家貸付額の推移を見たものである。

表3 正規・民間農家貸付額

	単位：億元	
	1985年	1990年
総貸付額 [A]	678.71	1084
うち正規貸付額	373.95	424.23
民間貸付額 [B]	304.76	659.77
B/A(%)	44.9	60.9

資料：郭書田主編（1995）『中国農村経済；改革研究』新華出版社、p.542
注：正規貸付とは農業銀行および農村信用社による貸付をいい、民間貸付とは正規貸付以外の貸付のことである。

同表で明らかなおり、農家総貸付額は1985年の678.71億元から1990年の1084億元へと約400億元増加している。ところが、このうち、正規貸付額の増加は50億元程度であり、残りの350億元の増加は民間貸付によるものである。正規貸付の停滞ぶりと中国農村金融における民間貸付の根強い需要を窺い知ることができよう。

なお、ここで民間貸付とは、個人的関係を基礎とした自由貸借、伝統的方式である合会、質屋等、正規貸付以外の貸付のことである。

ところで、正規貸付が伸び悩むこうした農村金融の情勢は、農業・農村政策の適切な推進という観点からは好ましいものではない。そこで、1996年に、その他の問題の改革も含めて、あらためて農村金融体制改革が実施される。

3) 1996年の農村金融体制改革

(1) 1996年改革の背景

1996年の農村金融体制改革（以下「1996年改革」という。）の最も重要な背景は、これまで述べてきたとおり、農村金融の太宗たるべき農村信用社の業務展開が思わしくなく、今後の農村金融の健全な発展のためには農村信用社の改革が不可避なものと考えられたためであることは言うまでもないだろう。

農村信用社のこの当時の組織運営上の最も重要な問題は依然として組織の二重性をいかにして解消するかという問題であった。農業銀行の基層組織であり、集団有の組織でもあるという組織の二重性の問題は、農村信用社の効率的な組織運営を困難なものとし、弾力的な運用を妨げるという観点から、早くから改革の必要性が認識されていたにもかかわらず、その後も有効な手が打たれることなく推移してきたのである。

また、この当時、政府の金融政策全体の中で、農業銀行を自立した国有商業銀行とするという方針がとられることとなったため、農業銀行と農村信用社の利益に矛盾が生じるようになっていた。すなわち、農業銀行と農村信用社はともに農村を営業基盤とするため、優良な貸出先を両者が奪い合うような状況となったのである。ところが、農業銀行は農村信用社の指導管理機関でもあったため、農業銀行が農村信用社の利益を侵害して自己の利益を図ることが見られ

るようになった¹¹⁾。農業銀行と農村信用社との関係を速やかに整理することが求められるようになっていたのである。

1996年改革の背景となったこのほかの問題点としては、農村合作基金会の運営乱脈化と農業発展銀行の組織強化の必要性を挙げることができる。

農村合作基金会は、前述のとおり、農村の集団資金を適正に管理・利用することを目的に設立されたものであるが、リスクの大きい資金運用がなされる等、運営の乱脈化が目立つようになっていた。貸付金の多くは回収が見込めず、農村の金融事情を著しく悪化させていたため、農村合作基金会の整理は必至であった。

農業発展銀行は農業分野の長期開発性資金を融通する政策性銀行としての役割が期待されていたが、実際の業務は農業銀行の営業所が代理して行う等、組織が弱体であったため、所要の組織強化等が求められていた。

(2) 1996年改革の内容

ア 1996年改革の構想

1996年改革がめざした構想は、農村金融を合作金融、商業性金融、政策性金融に分け、その中で合作金融を基礎とし、商業性金融と政策性金融がこれを補い農村経済を発展させる体制を構築しようとするものであった。

ここで合作金融とは協同組合金融のことであり、農家に対する生産、生活面における一般的な融資が想定されている。合作金融を担うのは言うまでもなく農村信用社であり、農村信用社を改組して協同組合組織とすることが前提となる。

商業性金融は工商企業を対象とした金融であり、農村経済発展によって農村の経済主体や金融需要が多様化または増加したことに対応したものである。商業性金融を担うのは商業銀行化した農業銀行である。

政策性金融は、農業開発・技術進歩等によって生じた資金需要への政策的融資や、国家による農副産物購入のための資金を保証しようとするものであり、農村発展銀行がこれを担う。

こうした1996年改革の構想を図示すれば図1のとおりとなる。

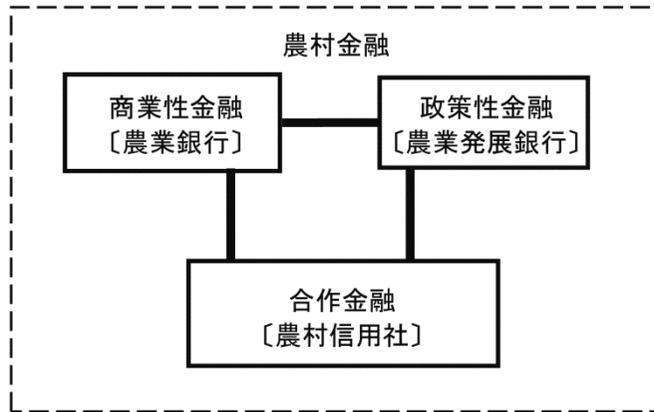


図1 1996年改革が想定した農村金融体制

資料：筆者作成

イ 農村信用社の協同組合化

1996年改革の最大のポイントは、農村金融の基礎を担うこととされた農村信用社が名実ともに協同組合へと改組され、日本の農業協同組合のように、安定した金融機関として農村に定着化するかどうかであった。

農村信用社をあらためて協同組合として改組するためには、まず、農業銀行の基層組織であるという組織の二重性を解消し、それと併せて協同組合としての実態を備えるよう組織改革を実施しなければならない。ここでは、そのためにどのような方法がとられたかを述べておきたい。

組織の二重性の問題に関して、1996年改革では農村信用社の金融の監督管理は人民銀行が直接担当し、農業銀行は農村信用社の指導管理を行わないこととされた。農村信用社の業務管理は県連社が責任を負う。

農業銀行に預けていた預金準備金は人民銀行に預け替えることとなり、農村信用社の人員の所属や、農村信用社と農業銀行の共有のようになっている財産、資金等の分配問題は人民銀行の指導の下で関係部門と協調して解決することとなった。

農村信用社の組織を協同組合組織とすることについては、人民銀行が新たに発布する「農村信用社管理規定」等に基づき、民主管理、業務内容、財務管理等に関する体制を整備していくこととなった。

ウ 農業銀行の商業銀行化と農業発展銀行の強化

1996年改革で商業性金融を担うこととされた農業銀行は真の国有商業銀行となるよう努めることとされ、政策性金融を担う農業発展銀行については、原則として各地区（市）、県に分行、支行を設立する等、その体制が強化することとされた。

なお、ここで注意を要するのは、経済発展地域では県（県級市）に農村合作銀行（県連社を改組した一種の株式制商業銀行であり協同組合ではない）を設立し、その際には農村信用社を統合して農村合作銀行の分支行とすることができるとされていることである。経済発展地域の現実の資金需要は商工業部門が圧倒的に多いことに即応したものであるが、この方針が徐々に農村信用社の数を減らしていくこととなる。

エ 農村合作基金会の清算整理

運営が乱脈化していた農村合作基金会は、1996年改革で、農村合作基金会を基礎とした農村信用社の設立、農村信用社への合併、または廃止のいずれかの方法で清算整理することとされた。

(3) 1996年改革の破綻－農村信用社改革の挫折－

1996年改革の基本は、これまで述べてきたとおり、農村信用社を協同組合組織として農村金融の基盤を担うことであったが、この農村信用社改革は順調に進まず、しばらくして結局挫折した。その主な理由として、①農村信用社の資本増強の緊要性、②農村信用社の財産関係の複雑性、③農村信用社による農家経済状況把握の困難性の3つが挙げられる。以下、それぞれについて述べる。

ア 農村信用社の資本増強の緊要性

1996年改革が行われようとしていたころ、国際的に金融リスクの管理の強化の必要性についての認識が高まっており、金融機関の資本増強は各国共通の課題であった。この当時、農村信用社の預金残高は金融機関の総預金残高の10%以上を占めており¹²⁾、中国国内の金融危機の発生を防ぐためにも農村信用社の自己資本比率の引上げは不可避の要請となっていた。

金融危機の回避は、経済の安定的運営のためには何よりも優先されなければならない喫緊の課題である。このため、農村信用社においてはまず合併等により自己資本の増強または自己資本比率の向上のために、農村信用社の合併等による規模拡大が優先され、農村信用社の組織改革は後景に追いやられることとなったのである。

イ 農村信用社の財産関係の複雑性

農村信用社の財産には、組織の二重性が長く続いたことから、農村信用社独自の財産のほか、農業銀行の農村基層組織としての業務によって形成されたものや、集団（実態としては郷鎮政府）の財産が農村信用社の財産とされたもの等が含まれている。

また、出資組合として新たに出資者を募るのであれば、旧来の出資者の権利をどのように保護するかが問題となる。

このように、農村信用社の財産関係は複雑であり、明確に分割、整理できないことが農村信用社の組織改革の足を引っ張ることとなったのである。

ウ 農村信用社による農家経済状況把握の困難性

農村信用社をはじめおよそ金融機関の経営安定のために最も重要なことは信用リスクの管理が適正になされることである。貸付けた資金が確実に返済されるのでなければ金融機関の経営は瞬く間に破綻しよう。

貸付先の信用リスクを知るためには、当該貸付先の経済状況を把握することが必須である。農村金融であれば各農家の経済状況の把握が適時的確に行われなければならない。ところが、中国の農村信用社は、日本の農協とは異なり、農家との関係が希薄で、農家の経済状況を的確に把握できるような体制とはなっていない。このことを図2で説明しておこう。

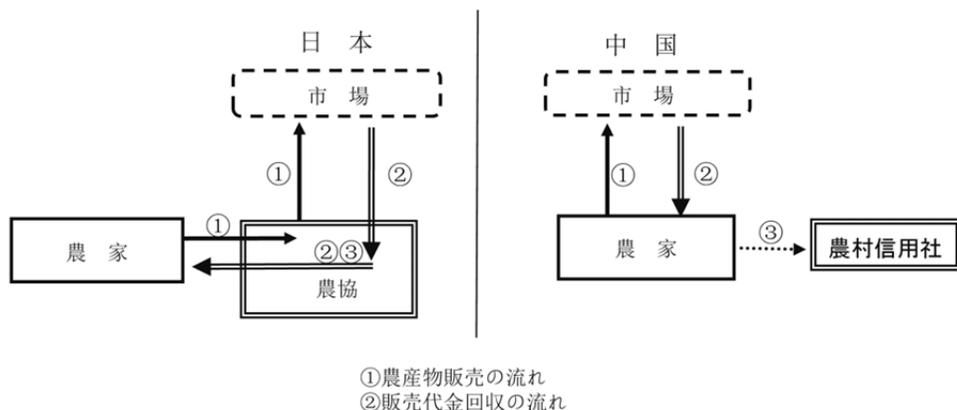


図2 農産物販売と金融機関（日中対比）

資料：筆者作成

日本の農協（ここでは総合農協）は、信用事業のほか経済事業、共済事業等を行っており、農家との関係は極めて緊密である。同図では農産物販売の場合を例として取り上げているが、農協は農家の委託を受けて農家が生産した農産物を市場で販売し、販売代金の回収も農家に代わって行う。この際に必要な決済は全て農家が農協に開設している口座上で行われる。他の事業も、同様に、概ね農協にある口座で決済が行われることから、日本の農協にとって農家の経済状況の把握はそれほど難しいことではない。日本の農協は、金融機関として農家に信用リスクに応じた貸付をなすことが比較的簡単である。

一方で、中国の農村信用社は信用事業以外の事業を兼営していない。多くの農家は農産物を市場に直接持ち込んで販売代金は現金で回収する。もとより農村信用社との関係は一切ない。農家が農村信用社の運営に関与することもないことから、農家と農村信用社との関係は、ただ、農家がいくらかの預金を農村信用社に預け入れるだけのものである。すなわち、農村信用社は農家の経済状況を具体的に知る状況にはないのであり、農家の信用リスクを的確に評価することは困難だと言うこととなる。

もし農家に適当な担保があれば信用リスクの問題をある程度改善することも可能であろうが、中国の農村土地は集団所有で個人所有でないことから担保にはできず、中国農村で担保になり得るものがほとんどない。

中国農村の現在の制度の下では、信用事業の健全な発達がそもそも難しいのである。

こうした事情は、農村信用社が協同組合組織となっても何ら変化するものではなく、また問題が解決するわけでもないだろう。

もともと経営上の各種の問題を抱える農村信用社が経営に行き詰まり、多数の農村信用社が廃止、統合されることとなったのも必然のことだったのである。

4. 第Ⅱ期－新型農村金融機関－

1) 農村信用社の企業形態の転換

前述したが、この当時は金融自由化という潮流の中で国際的に金融機関の経営健全化が強く求められており、金融不安の発生を回避するためにも、各金融機関の自己資本比率の向上等のための資本増強は緊要の課題であった。農村信用社も金融機関の一つである以上、こうした課題から逃れることはできない。

ところが、以上に述べてきたとおり、現実には多数の農村信用社において財産関係の整理が進まず、経営の不振から債務超過に陥っている農村信用社も少なくなかった。

こうした中で、農村信用社の資本増強、財務状況の改善を図るため、農村信用社の企業形態の転換を視野に入れながら発出されたのが、2003年6月27日国務院「農村信用社の改革の深化のための試験実施方法に関する通知」(以下「2003年通知」という。)である。

2003年通知では、地域の実情等に応じつつ、県レベルの農村信用社または農信県連社について、条件の整っている地区では株式制銀行、それに準じる地区では株式合作銀行に転換するという方向性を示し、それ以外の地区では農村信用社の形態をそのまま維持するものとしている。

なお、ここで「株式合作銀行」という用語が定義なく使われている。「株式合作」とは、もともと従業員が株主となり、企業運営に一定の影響力を持っているような企業形態¹³⁾の意味で使われていたが、ここでは一部で協同組合的要素を取り入れた新しい企業形態の銀行が考えられている。

表4は、2003年通知における農村信用社の企業形態の転換についての条件等を、地区別に整理したものである。

これによれば、株式制銀行に移行するためには、改組後の資本金が5000万元以上で自己資本比率も8%以上であることが求められる。

また、株式合作銀行については、資本金1000万元以上、自己資本比率は規定要求以上とされ、株式制銀行への移行よりもかなり要件が緩和されている。

ただし、いずれにしても、資本に関する財務状況すなわち自己資本比率が重視されていることがわらう。資本を増強して自己資本比率を高めておくことが債務超過に陥らない最も確実な保証だということである。なんとしても農村信用社の破綻を原因とする金融不安の発生を避け、国内金融を安定させたいとするこの当時の中国当局の考え方を示したものとなっている。

表4 農村信用社の企業形態の転換

	経済発達地区	準経済発達地区	その他地区
対象地域の状況	経済が比較的発達し、農村信用社の資産規模が大きく、商業化経営の進んだ地域	人口が比較的稠密な地区または食糧綿花の商品基地県(市)	その他の地区
向かうべき企業形態	株式制銀行	県信用社と県連社の統一法人(株式合作銀行)	農村信用社(郷鎮レベル)、県連社
設立条件	<ul style="list-style-type: none"> ○管理能力強 ○農村信用社資産規模10億元以上 ○不良貸付比率15%以下 ○改組後資本金5000万元以上 ○自己資本比率8%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○管轄下農村信用社の資産が債務超過でない ○基層信用社の自発的参加 ○管理能力強 ○統一法人後株式資金1000万元以上 ○自己資本比率が規定要求以上 	特になし。ただし、合作制の改善を期待。

資料：筆者作成

問題は農村信用社という企業形態を維持することとされたその他の地区である。自主的な努力で農村信用社という企業形態のままに経営改善を図ることができればいいが、これまでの経緯からしても現実的には困難なところが多いであろう。

そこで考えられたのが、省クラス人民政府が農村信用社の管理に責任を負うという体制の整備である。この体制は、経済発達地区かそうでないかにかかわらず、全ての地区で適用される。具体的には、省クラスの農信連社(例えば「北

京農信連社」等) またはその他の管理機構を組織し、省クラス人民政府の指導の下に、管轄下の農村信用社に対する指導、管理等を行うこととされた。農村信用社または農信連社を改組してできた株式制銀行または株式合作銀行も農信系統金融機関として、省クラス農信連社の指導管理を受ける。なお、こうした省クラス人民政府の農村信用社への管理権は地区(市)、県、郷クラスの人民政府に委譲してはならないとされた。農村信用社の管理については、あくまで省クラス人民政府が直接に責任を負っているのである。

そして、財務状況が悪くリスクの大きい農村信用社等は合併等の措置を講じることとし、加えて都市近郊等で農業資金の需要がそれほど大きくないようなところでは、「金融機構解散条例」に基づき解散が勧められた。このように、農村信用社については、原則として全ての農村信用社を対象にその財務状況の改善が図られたのである。

ただし、こうした農村信用社改革の行き着く先は中国農村から農村信用社が減少、消滅するということであろう。

すなわち、2003年通知で、従来の農村信用社は、県レベルで一つにまとめられた上で、経済が発達した地区では株式制銀行、それに準ずる地区では株式合作銀行への転換が進められた。郷鎮レベルには必要に応じて株式制銀行または株式合作銀行の支所等が設置された。また、それ以外の地区では、状況に応じて農村信用社の統廃合が進められた。

この結果、1995年に47,302社だった農村信用社の数は、2007年には8,478社へと急減するのである¹⁴⁾。

2) 農村商業銀行と農村合作銀行の企業形態

上述のとおり、2003年通知で農村信用社の企業形態の転換方向として新たに株式制銀行と株式合作銀行の2つが示され、その基本的な考え方は明らかとなったが、企業形態の具体的内容については2003年通知では必ずしも明確に示されていなかった。それらを明確に示すこととなったのが中国銀行監督管理委員会から2003年9月12日に発出された農村商業銀行管理暫行規定および農村合作銀行管理暫行規定である。ここで明らかなおお、株式制銀行は「農村商業銀

行」へ、株式合作銀行は「農村合作銀行」へと呼び方が改められている。なお、これ以降は、農村商業銀行および農村合作銀行という呼び方が一般に用いられるようになるので、本稿もそれに従う。

表5は、上述の農村商業銀行管理暫行規定および農村合作銀行管理暫行規定に基づき、農村商業銀行および農村合作銀行の企業形態等の比較を行ったものである。

まず設立条件についての基本的考え方は2003年通知と変わらないが、農村合作銀行については資本金の額が1000万元以上から2000万元以上に引き上げられている。経営の安定のために、資本金を充実させようとしたものであろう。

表5 農村商業銀行と農村合作銀行の企業形態等の比較

		農村商業銀行	農村合作銀行
設立条件		発起人500人以上、登録資本金5000万元以上、自己資本比率8%以上、設立前農村信用社資産10億元以上、不良貸付比率15%以下。	発起人1000人以上、登録資本金2000万元以上、自己資本比率4%以上、不良貸付比率15%未満
業務区域・出資者	区域の範	原則として県(市)	原則として県(市)
	基礎となる組織	農村信用社または農信県(市)連社	農村信用社または農信県(市)連社
	出資者	設立前農村信用社の社員を基礎として農民、農村工商戸、企業法人、その他の経済組織	農民、農村工商戸、企業法人、その他の経済組織
株式	種類と権利	○自然人株、法人株 ○一株一元で、株の権利は平等。	○自然人株、法人株 ○資格株(自然人株は1000株で1票、法人株は10000株で1票) ○投資株(株式数に応じて配当。自然人株は2000株で1票)
	所有比率制限	自然人株の株主1人の持株が総株式の0.5%以下 1企業またはその関連企業の持株総数が総株式の10%以下 職員持株総数が総株数の25%以下	自然人株の株主1人の持株が総株式の0.5%以下 職員持株総数が総株式の25%以下 職員の持株を除く自然人株の合計持株数が総株式の30%以上
	譲渡性	譲渡、担保化は可能だが、株式は引出すことはできない。	投資株について譲渡、担保化は可能だが、株式を引出すことはできない。
組織	株主代表大会	最高権力機関は株主大会	最高権力機関は株主代表大会
	董事会	董事会成員は7人～19人。職員株主は1/4以上1/3以下。自然人株主(除職員株主)は1/4以上。	董事会成員は7人～19人。そのうち、農家、農村工商戸が1/3以上。職員株主は1/3以下。

資料：農村商業銀行管理暫行規定および農村合作銀行管理暫行規定から筆者作成。

業務区域は原則として県（市）であり、郷（鎮）を区域とする農村商業銀行または農村合作銀行は原則として認められない。また、基礎となる組織すなわち組織母体はいずれも農村信用社または農信県（市）連社である。農村商業銀行および農村合作銀行が農信系統金融機関として省クラス農信連社の指導監督を受けるゆえんである。出資者はいずれも農民、農村工商戸、企業法人等であり、その属性は変わらない。

株式に関する取扱いは、その組織の企業形態の実際を最も端的に示すものとなっている。

農村商業銀行では、株式の種類は自然人株（自然人である個人が所有する株式）と法人株（法人である企業等が所有する株式）とがあり、いずれも一株一元で、株式の権利は平等である。ただし、所有比率制限で差異がある。自然人株では、株主1人の持株は総株式の0.5%より多くなつてはいけないが、法人株では1企業（関連企業を含む。）の持株は総株式の10%を超えてはならないこととされている。職員（従業員）持株は農村信用社のときから資本充実のために奨励されてきたものであるが、ここでは総株数の25%以下という制約が設けられている。株式の譲渡は可能である。

このように、農村商業銀行では、自然人株と法人株があるものの、投票権や配当受領に関する権利は平等であり、ここまでは一般の株式会社と変わらない。ただし、自然人株（個人）と法人株（企業）それぞれに所有比率制限が設けられ、特定の者に株式が集中して特定の者による経営支配が行われないようにする配慮がなされている。職員持株総数の制限も同じ趣旨である。こうした株式所有比率制限は、農村商業銀行は基本的に株式会社として運営するものの、あくまで農信系統金融機関として農業・農家金融を重視した運営を確保するための措置がとられたものとして理解できる。

一方で、農村合作銀行の株式の取扱いは、多数の者による協同組合的運営という要素が加味されたものとなっている。株式が自然人株と法人株に分けられるのは同じであるが、それらはさらに資格株と投資株に分けられる。

資格株は投票権1票を得るための株式で、自然人株では資格株1000株で1票、法人株では資格株10000株で1票が与えられる。農村合作銀行に参加するためにはまずこの資格株で1票を取る要件を満たさなければならない。資格株は、農

村合作銀行の運営への参加資格を得るための株式ということである。

次に投資株は資格株の要件を超えてさらに出資をしたときに与えられる株式である。投資株では株式数に応じて配当がなされる。また、投資株を一定数以上持てば投票権が追加で与えられることとされており、自然人株は投資株2000株で1票増、法人株は投資株20000株で1票増とされている。それでは、ある企業が所有する法人株を無制限にどんどん増やしていけば農村合作銀行の運営を支配することができるかと言えばそうではない。農村合作銀行の株式所有比率制限では、職員の持株を除く自然人株の合計持株数が総株式の30%以上を占めなければならないとされ、法人株が無制限に増加することに制限をかけている。なお、残り70%が法人株となる可能性はあるが、法人株では投票数の増加に自然人株の10倍の数を要するため、特定の企業が投票権の過半数を獲得するような事態は起こらない。こうした措置も、農村合作銀行の運営が、なるべく多数の個人によって組合的に運営されることを確保しようとするものであろう。

以上、農村商業銀行と農村合作銀行の企業形態について、株式の種類、権利等がどのような扱いになっているかということを中心に見てきた。このうち、農村商業銀行は、特定の企業による支配を防止するための一定の措置が講じられているものの、株主の権利は一般の株式会社と変わらない。こうした点から、農村商業銀行の企業形態は準株式会社としてよいであろう。

一方で、農村合作銀行は株式制を導入して一部でその考え方を反映させているものの、実質的には多数の個人による組合的運営が強く志向されている。ただし、ここでいう組合的運営とは、剰余金の利用量比例配分等の協同組合の原則を取り入れたものということではなく、多数の合議による運営が確保されたものということである。こうした農村合作銀行の企業形態はまさに独特のもので、従来にないものであるが、あえて名付ければ、株式制の要素と組合制の要素を合わせたものという意味で、株式組合制または株式組合ということとなるであろう。

3) 新型農村金融機関の形成

(1) 新型農村金融機関の導入

中国の農村金融政策は、従来、農村信用社を中心として講じられてきており、それ以外の金融機関の設立は、特定の経緯または目的を有する農業銀行と農業発展銀行以外、原則として認められてこなかった。ところが、農村信用社は、前述のとおり、期待された役割を十分に果たすことができず、逆に、農村商業銀行または農村合作銀行への転換を含め、組織の縮小、撤退が相次いだ。このため、多くの農村で、農村金融組織の不在、農村での貸付資金の不足、農村金融面での競争の不足といった事態、いわゆる農村金融の空白問題が生じることとなった。

農村金融の空白問題の解決を、もはや農村信用社だけに期待することができないことは明らかであろう。この問題を解決するためには農村信用社以外の金融機関の導入を図るほかはない。それではどのような金融機関を農村に導入すれば農村金融の空白問題を解消させ、現実の農村での金融需要に応えることができるのだろうか。

こうした問題意識に対応して発出されたのが、2006年12月20日付け中国銀行業監督管理委員会「農村地区銀行業金融機関参入政策を調整緩和して社会主義新農村建設をさらに支持することに関する若干の意見」（以下「農村金融参入緩和意見」という。）である。

農村金融参入緩和意見では、まず、四川、青海、甘肅、内モンゴ、吉林、湖北の6省（区）で試験実施を行うものとされていたが、同意見では、これまでになかった新型の金融機関の類型が示され、今後の農村金融機関のあり方を決定づけるものとなった。農村金融機関について、従来のように農村信用社にこだわるのではなく、農村外部からの資本の導入も含めて、従来になかった新たな視点で農村金融機関の類型を提示したという点において、農村金融参入緩和意見は画期的な意義を有するものである。

同意見で提示された農村金融機関の新型類型は、「村鎮銀行」、「社区性信用合作組織」および「貸付会社」の3類型である。以下、同意見の記述に即して、それぞれの新型類型の設立の趣旨を整理しておきたい。

「村鎮銀行」:各種資本が農村地区に投資して農民に金融サービスを提供するために設立する金融機関である。設立発起人には国内の銀行が一行以上含まれていなければならない、そのうちの一行の持株比率は20%以上でなければならない。このように村鎮銀行は、農村外の資金と銀行業のノウハウを積極的に活用して農村金融を活発化させようというものである。

「社区性信用合作組織」:農村の特定の社区(村等)内の農民が資金を拠出し合い、一方で融資を受ける信用合作組織である。一般に開放された金融機関というよりも、特定の地区の農民がそれぞれの資金需要等を満たすために互助の精神で設立されるものという性格が強い。

「貸付会社」:商業銀行または農村合作銀行が専ら貸付業務を行うために設立する完全子会社である。日本の消費者金融会社のように、貸付業務と回収業務に特化することにより、それに必要なノウハウや顧客情報を蓄積し、農村金融を活性化させようというものである。

このように、農村金融参入緩和意見は、外部銀行資本の導入、農村互助組織の利用、貸付ノウハウの活用といった従来の農村金融政策では見られなかった新たな観点から新型金融機関を設立し、空白問題が議論されるようになった農村金融事情の改善を図ろうとするものである。

それでは、これら三種の新型農村金融機関はどのような企業形態が考えられているのだろうか。

(2) 三種新型農村金融機関の企業形態

三種新型農村金融機関の企業形態を考えるに当たって、ここでは、それぞれの設立者、業務、管理を分析比較し、その結果に基づいて企業形態の特色をまとめていくこととしたい。なお、分析に当たっては、主に、各新型農村金融機関の管理暫行規定の規定内容に基づいて行う。また、同管理暫行規定では上述の「社区性信用合作組織」は「農村資金互助社」と言い改められているのでそれに従う。

ア 設立者

三種新型農村金融機関の設立者の比較をしたものが表6である。

表6 三種新型農村金融機関の比較（設立者）

	村鎮銀行	農村資金互助社	貸付会社
設立者	・実質的に銀行（出資者の中に1行以上の銀行が含まれていること、最大株主は銀行でなければならず、その持株比率は20%以上であること。）	・区域内の多数の農民、中小企業（業務区域内の農民または中小企業が出資していること。発起人は10人以上。）	・商業銀行または農村合作銀行（商業銀行または農村合作銀行が全額出資。）
登録資本の下限	・県（市）を区域とする場合は300万元以上、郷（鎮）を区域とする場合は100万元以上。	・郷（鎮）を区域とする場合は30万元以上、行政村を区域とする場合は10万元以上。	・50万元以上。
資金源	・主として銀行	・地区内農民・中小企業	・銀行

資料：村鎮銀行管理暫行規定、農村資金互助社管理暫行規定および貸付会社管理暫行規定から筆者作成

村鎮銀行は、最大株主は銀行でなければならずその持株比率が20%以上とされていることから、銀行の管理運営を支配する実質的な設立者は銀行だとしてよいだろう。ただし、区域内の企業、農民等も出資が期待されており、地域性金融機関としての性格も併せ有している。すなわち、村鎮銀行は銀行が経営を支配するとともに銀行業務のノウハウを提供して管理運営する地域性金融機関なのである。業務実施のための財政的基盤の確保のために登録資本の下限が設けられており、県（市）を区域とする場合は300万元以上、郷（鎮）を区域とする場合は100万元以上の登録資本が必要である。

農村資金互助社の設立者は一定の区域内（郷（鎮）または行政村）の10人以上の農民または中小企業である。農村資金互助社はまさに互助組織であって、特定の銀行や企業が支配する組織ではない。ただし、小規模でも金融機関であるため一定の財政的基盤が求められており、郷（鎮）を区域とする場合は30万元以上、行政村を区域とする場合は10万元以上の登録資本が必要とされる。

貸付会社は、商業銀行または農村合作銀行が全額出資して設立することとされており、設立者は商業銀行または農村合作銀行である。預金業務は行わず、

貸付業務のみであることから、登録資本の下限は村鎮銀行よりも小さく、50万円以上とされている。

イ 業務

表7は業務を比較したものである。

表7 三種新型農村金融機関の比較（業務）

	村鎮銀行	農村資金互助社	貸付会社
区域の範囲	県(市)、郷(鎮)	郷(鎮)、行政村	県(市)
業務内容、対象者	○銀行業務 ・区域外の者への貸付の禁止 ・1人当たり貸付は純資産の5%以内(企業の場合は10%以内)	○銀行業務 ・非社員に対する預金、貸付、その他の銀行業務の禁止。 ・1人(企業)当たり貸付は純資産の20%以内。	○貸付、手形割引等 ・一般公衆から預金を受けることはできない。

資料：村鎮銀行管理暫行規定、農村資金互助社管理暫行規定および貸付会社管理暫行規定から筆者作成

村鎮銀行は県（市）または郷（鎮）を区域として預金・貸付業務を含めた銀行業務を行う。あくまで区域内を対象とした金融機関にするという観点から、区域外の者への貸付は禁止されている。預金業務にはそうした制限はない。

なお、貸付によるリスクを抑制するため、1人当たり貸付は純資産の5%以内（企業の場合は10%以内）という制限が設けられている。

農村資金互助社の業務区域は多くは行政村であって、区域の範囲は狭い。預金・貸付の銀行業務を行うもののその対象は社員のみに限られ、非社員への銀行業務の提供は禁止されている。やはりリスク抑制の観点から、1人（企業）当たり貸付は純資産の20%以内に限定されている。

貸付会社は県（市）の区域を対象に業務を行う。業務は貸付業務が中心であるが、手形割引等も行うことができる。ただし、預金を受けることはできない。

ウ 管理

表8に掲げたとおり、三種新型農村金融機関は管理の方法も互いに大きく異なっている。

表8 三種新型農村金融機関の比較（管理）

	村鎮銀行	農村資金互助社	貸付会社
運営・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・公司法の適用(株主総会が意思決定機関) ・規模により董事会を設けないことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員大会が意思決定機関 ・社員は一票の基本表決権。 ・出資額に応じて付加表決権の設定可能(基本表決権総数の20%が限度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・有限責任公司 ・貸付会社には董事会、監事会を置かない。 ・貸付会社の経営管理者は投資会社が選定。 ・貸付会社の定款は投資会社が策定。
権利の譲渡性	<ul style="list-style-type: none"> ・持株の譲渡、担保化は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・持株の譲渡、担保化は可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし。
剰余金	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし(公司法の適用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・社員の出資額に応じて積立金として配 	<ul style="list-style-type: none"> ・規定なし。

資料：村鎮銀行管理暫行規定、農村資金互助社管理暫行規定および貸付会社管理暫行規定から筆者作成

村鎮銀行の運営・管理は公司法が適用され、株主総会が意思決定機関である。持株の譲渡や担保化はもちろん可能である。剰余金は、株式会社の剰余分配の方法に従って株式数に応じて分配されよう。

農村資金互助社は、規模が小さく人的組織としての性格が強いが、協同組合制度が導入されているわけではない。

意思決定機関は社員大会であり、社員は一票の基本表決権を有する。ただし、出資を促すため出資額に応じて付加表決権を設定することが可能とされている。付加表決権は基本表決権総数の20%が限度である。これも出資をしやすくするためだと考えられるが、持ち株の譲渡、担保化は可能であるとされている。剰余金は社員の出資額に応じて社員の積立金として配分される。

このように、農村資金互助社は、基本的に人的組織でありながら、事業利用量配分等の協同組合原則は適用されず、出資者が優遇される措置がとられ、財政基盤の強化を重視する管理方式がとられている。

貸付会社は、投資会社である商業銀行または農村合作銀行の100%子会社であり、運営・管理は実質的に投資会社によって行われる。貸付会社には董事会や監事会も置かれず、経営管理者も投資会社が選定する。出資者は投資会社だけに限定されているため、持ち株の譲渡性は問題にならない。貸付会社が適正に運営されるかどうかは、まさに投資会社による管理が適正かどうか大きく依

存するのである。

エ 企業形態

これまでの比較分析をもとに、三種新型農村金融機関の企業形態をまとめれば表9のとおりとなる。

表9 三種新型農村金融機関の比較（企業形態）

	村鎮銀行	農村資金互助社	貸付会社
企業形態	・公司法適用の公司 (有限責任会社または 株式会社)	・組合	・貸付専門会社(商業 銀行または農村合作 銀行の貸付専門子会 社。)
金融機関としての性格	・地域農業金融機関	・農村地区内互助組織	・地域農業貸付機関

資料：村鎮銀行管理暫行規定、農村資金互助社管理暫行規定および貸付会社管理暫行規定から筆者作成

村鎮銀行には公司法の規定がそのまま適用されることから、村鎮銀行の企業形態は有限責任会社または株式会社である。村鎮銀行は、農業金融の実施を主たる目的とするが、農業金融とともに企業金融や消費金融も可能であり、地域で一通りの金融業務を行うことができる地域農業金融機関である。

農村資金互助社は、行政村または郷（鎮）を区域とする人的な互助組織である組合である。ただし、前述のとおり、協同組合の形態はとらない。業務は預金貸付業務を行うことができるが、その対象は社員に限られている。金融についての農村地区内の閉鎖的な互助組織であると言うことができよう。

貸付会社は、投資会社の支配のもとで専ら貸付業務を行う貸付専門会社である。農業貸付を主たる目的とするが、消費金融を行うことも可能であり、地域農業貸付機関としての性格を有する。

(3) 三種新型農村金融機関と資金需要

農村での資金需要には、たとえば農業機械や施設の導入に要する多額の需要もあれば短期的な運転資金の需要もあり、その金額、目的は多様である。新型農村金融機関として三種類の金融機関が提示されたのも、農村での金融機関設立の道を広げるとともに、多様な資金需要にできるだけ応えるようにするため

であろう。

それでは、これら三種の新型農村金融機関はどのような資金需要に対応しようとしているのだろうか。図3は、貸付金額と貸付利率の2つの貸付条件を用いて、これらの新型農村金融機関がどのような資金需要に対応しようとしているかを示したものである。

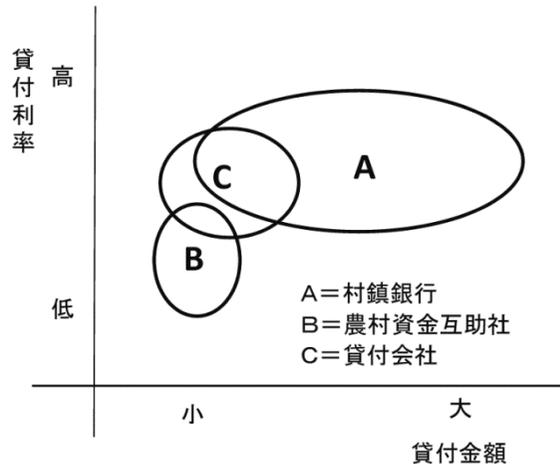


図3 三種新型農村金融機関の貸付条件

資料：筆者作成

同図の横軸は貸付金額の大小を示し、縦軸は貸付利率の高低を示している。

同図で示したとおり、貸付金額は小さいが、低い貸付利率での資金需要に対応することができるのはBすなわち農村資金互助社であろう。農村資金互助社は、限られた範囲の社員から集めた資金でもって貸付を行うことから、多額の貸付は難しいが、規模が小さく事業範囲は限られているため経費を節約することが可能であり、その分、貸付利率を低くして貸付を行うことが可能である。農村資金互助社はもともと相互扶助組織としての性格が強く、低い利率での貸付を行うことがその存在意義でもあろう。

運転資金の確保等で金額はそれほど大きくはならないが、比較的頻繁に借り出し、貸付利率は少し高くてもやむを得ないとする資金需要に対応するのがCすなわち貸付会社である。貸付会社は、消費者金融等のノウハウを活かし、比較的頻度の高い貸付を通じて資金需要者の信用程度を把握し、低コストでの貸付を可能としようとするものであるが、なるべく無担保で営利性を維持しつつ貸付を行おうとすれば貸付利率を高くせざるを得ない。このため、貸付金額は

農村資金互助社よりは多くできても、貸付利率は農村資金互助社ほど低くはできないだろう。

Aの村鎮銀行は、たとえ小規模ではあっても、業務の内容は他の銀行と基本的に遜色はなく、預金貸付業務を含め、一般的な金融業務を実施する。このため、村鎮銀行は、この三種の金融機関の中では、最も多様な資金需要に対応することが可能である。農業用の機械・施設の導入や土地改良等の資金需要に応じることが想定され、ある程度大きな資金需要に応えなければならない。もちろん、農家の少額の資金需要にも対応しなければならない。貸付利率は農村資金互助社ほど低くすることは困難であり、預金金利との兼合いもあり、他の金融機関と基本的に同程度のものとなろう。村鎮銀行は、農村における総合的な金融機関として、三種の金融機関の中では最も発展が期待される金融機関としてよいであろう。

4) 三種新型農村金融機関の動向

(1) 農村金融機関の動き

図4は中国の農村金融機関の動向を農村信用社の企業形態の転換が容認された2003年から資産額の推移で見たものである。

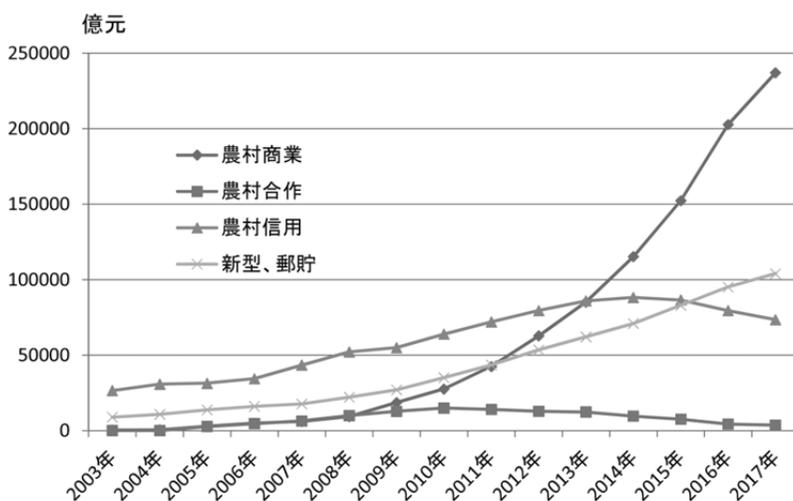


図4 農村金融機関の資産額の推移

資料：中国銀行業監督管理委員会 2017年報

注． 図中、「農村商業」は農村商業銀行、「農村合作」は農村合作銀行、「農村信用」は農村信用社、「新型、郵貯」は新型農村金融機関および郵政貯蓄銀行の略。

同図で目立つのは農村商業銀行の大きな伸びであろう。農村商業銀行は農村信用社からの転換を進めるとともにその業容を拡大し、2014年には資産額で農村信用社を追い越し、その後はその差を急速に拡大させつつある。農村信用社は、そうした中で、2014年までは資産額を少しずつ増加させているが、これは中国経済全体の成長によって農村経済も拡大したことを反映したものであり、農村での金融で農村信用社のシェアが拡大したことによるものと見ることはできないだろう。中国経済が減速した2015年以降は、農村商業銀行等への転換と相まって、農村信用社の資産額は減少を続けるようになった。ただし、それでも2017年度で資産額は7兆元を超え、農村では有力な金融機関である。

その一方で、農村合作銀行は、商業性と合作制を併せ持つ金融機関として一定の役割が期待されたものの、十分な普及を見ることなく、低迷を続けている。近年では資産額は5000億元を下回るようになってきている。やはり、これまでに前例のない複雑な制度となっていることが普及を妨げている一つの要因であろう。

農村商業銀行以外で資産額を大きく拡大させ続けているのは「新型、郵貯」である。新型農村金融機関と郵政貯蓄銀行の資産額の内訳は示されていないが、郵政貯蓄銀行は従来から農村に存在する金融機関であり、この資産額の大半を占めているものと考えてよいだろう。農村の経済成長に伴って農村で発生した余剰資金の多くが郵政貯蓄銀行に吸収されたものと考えられる。郵政貯蓄銀行は、都市住民等を対象とするだけでなく、三農融資にも近年は力を入れるようになっており、農村での安定的な金融機関としての役割も期待されている。

表10は2020年における農村金融機関の就業者数等を見たものである。郵政貯蓄銀行は郵便業務と一体となった組織であり、同表には含まれていない。

表 10 農村金融機関の就業者数、法人数、営業所数（2020年）

金融機関名	就業者数(人)	法人数(社、行)	営業所数(所)
農村信用社	165,368	641	14,138
農村商業銀行	695,430	1,539	60,256
農村合作銀行	8,320	27	771
村鎮銀行	107,879	1,637	4,847
貸付会社	106	13	0
農村資金互助社	456	41	0
合計	977,559	3,898	

資料：中国農村金融服務報告 2020

同表のとおり、現在の農村金融機関で就業者数が最も多いのは農村商業銀行であり、続いて農村信用社、村鎮銀行の順となっている。農村合作銀行の就業者数は8320人で1万人を切っており、貸付会社と農村資金互助社に至ってはそれぞれ106人、456人と極めて少ない。

これを法人数で見ると、村鎮銀行が最も多くて1637行、次いで農村商業銀行の1539行、農村信用社が641社である。村鎮銀行は数多く設立されているものの、規模は小さいことが窺えよう。農村合作銀行は27社と少なく、貸付会社と農村資金互助社はそれぞれ13社と41社である。

以上見てきたとおり、現在の中国農村金融で中心的な役割を果たしているのは農村商業銀行である。三種新型農村金融機関では、村鎮銀行が一定の普及を見せたものの、貸付会社、農村資金互助社はほとんど設立されなかった。ただし、村鎮銀行は数多く設立されたもののその運営が必ずしも良好であるとは言えない。貸付会社はほとんど普及せず、農村資金互助社にも問題はあった。以下では三種新型農村金融機関のそれぞれの動きを個別に見ていくこととしたい。

(2) 村鎮銀行

村鎮銀行は、これまで述べてきたとおり、その設立条件が比較的安く、また総合的な金融業務が可能なることから、2006年の農村金融参入緩和意見の発出後、全国的に数多くの村鎮銀行が設立され、三種新型農村金融機関の中では主役の座を占める存在となった。

しかしながら、村鎮銀行は一般的に規模が小さく、他の金融機関との競争力に劣り、その収益性は低い。2020年の村鎮銀行数は前述のとおり1637行であるが、同年の資産総額は1.94兆元、平均すると1行当たり12億元に足らず、利潤総額は76.9億元で1行平均の純利潤は468萬元に過ぎない¹⁵⁾。

村鎮銀行は、規模が小さい上にその貸付業務の範囲が一定の区画内（通常は県）に限定されており、他の金融機関と比較して一定のハンディを負っている。金融機関間の競争は、近年、極めて厳しいものとなっており、大銀行といえども決して安閑とはしてられない環境においてである。

こうした状況の中で、村鎮銀行は資金を集めて生き残りを図らなければならないため、預金利率を調節可能な範囲の中で最高に高くせざるを得ない¹⁶⁾。こ

うして高金利で集めた資金を貸し付けて収益を確保しなければならないのであり、しかも貸付先は一般的に小口であって一件当たりの処理費用もかさむ。特定の優良な貸付先でもなければ、現実的には収益を上げていくことは難しいだろう¹⁷⁾。

ただし、一方で、農村での潜在的な資金需要は全体として決して小さなものではなく、村鎮銀行がその需要に十分に応じられないほど大きい。村鎮銀行は貸付資金の不足という問題にも直面しているのである。2019年末において村鎮銀行の預貸率（貸付額の預金額に占める比率）は78.5%であったが、これが2020年には80.4%に上昇した¹⁸⁾。これは、銀行監督管理委員会が金融機関の運営の健全性の観点から定めている75%の上限を大きく上回っている。

預貸率が高いことは、資金が首尾よく回収できれば利益も上がるが、不良債権が生じた場合には手元に資金がないことから取り付け騒ぎを起こしかねない。2021年の人民銀行の調査¹⁹⁾によれば村鎮銀行のうち103行が高リスク銀行であるという²⁰⁾。また、村鎮銀行の自己資本比率は2018年の18.30%から2019年には17.20%に、2020年は15.70%と低下を続けている²¹⁾。

なお、2022年7月に河南省の村鎮銀行で預金の取り付け騒ぎが起こったが、これはインターネットで預金を募っていたことが一つの要因となっている。村鎮銀行の預金利率は他の金融機関の預金利率よりも高くなっているため、インターネットを通じて預金が集まっていた。ところが、その預金が不正な手段によってある集団に貸し付けられてその資金が回収できなくなった。この結果、預金者の払い戻し請求に応じられなくなり、取り付け騒ぎが発生したのである²²⁾。

この事件は村鎮銀行のいろいろな問題点を反映したものとなっている。

一つは預金利率が高く設定してあるため理財（資金運用）目的で預金をする人があることである。これが地元の限られた範囲の人であれば問題は大きくないが、インターネットで地域が広がると金額が多額のものとなり、預金を集めても逆に金利の支払いが負担になり得る。

二つは規模が小さいため組織が弱体であり、貸付先の信用評価を含め、大きな金額を適切に運用し得る体制にないことである。河南省の村鎮銀行も、急に増加した預金を適切に運用しようとはしていなかった。

三つは、もとの資本金額が小さいこともあって、株式の買占め等を通じて経

営権を容易に支配されることである。河南省の村鎮銀行でも、経営権が支配されたことにより、貸付先も貸付目的もノーチェックで貸付が行われていたのである。

村鎮銀行は、政府の奨励もあって、今後とも農村地域の金融機関として中心的な位置付けがなされるものと考えるが、以上述べてきたように、運営上の課題が多く、金融機関としてのリスクも多く抱えていることから、現在のままの形で農村金融機関として発展していくができると考えることは楽観的に過ぎ、必要に応じて制度的な見直しが求められることとなろう。

(3) 貸付会社

貸付会社は、一般の金融機関では貸付費用がかさむため取り扱うことが困難な少額の貸付に専門的に取組み、現実的に需要が多いと考えられる少額貸付について、貸付相手方の信用度を的確に見極めながら効率の高い貸付を実現しようとするものである。

しかしながら、少額の貸付であっても、たとえば無担保での貸付を実施しようとするれば、相手方の経済状況等を事前に把握する等の措置を講ぜざるを得ず、現実的には費用がかさみ、効率的な貸付を行うことは難しい。しかも、都市の勤労者と異なり、農村では収入がある時期も不定期なことが多く、収入の把握はより困難である。

したがって、たとえ貸付資金は全て親銀行から供給されるにしても、また現実的な資金需要があるにしても、農村で、低コストで資金の回収を確実にを行い、利益を上げていくことは難しいのである。

現実的に貸付会社が立ち行くところは都市化の進んだ地域等、ごく一部の地域に限られるであろう。前述のとおり、2020年現在、貸付会社数が全国で13社しかないのもこうした要因によるものであろう。

貸付会社については、設立数が少ないこともあってか、その状況に関する新聞情報等はほとんど見られず、また活発な研究も行われているようには見えない。

いずれにしても、貸付会社は、今後とも設立数が大幅に増加することは見込めず、引き続きマイナーな存在にとどまり、中国の農村金融で果たす役割も限

られたものにとどまるであろう。

(4) 農村資金互助社

農村資金互助社は、一定の地区内での協同組合的性格を持った組織としての発展が期待されたが、その進展は思わしくなく、2015年には銀行業監督管理委員会から現存する農村資金互助社は徐々に村鎮銀行に転換するように奨励するという方策が出されるまでになった。

中国で最初の農村資金互助社は2004年7月に設立された吉林省梨樹県閻家村百信資金互助社であるとされる²³⁾。その後、2006年の農村金融参入緩和意見によって農村資金互助社が農村金融機関の一つとして政策的に認められることとなり、2007年には農村資金互助社管理暫行規定も定められ、閻家村百信資金互助社は全国で最初に資金互助社として金融許可証の交付を受けた。

こうして、閻家村百信資金互助社を皮切りに、各地で農村資金互助社の設立に向けた努力が行われたのであるが、2011年までにわずか49の農村資金互助社が設立されるにとどまっている。閻家村百信資金互助社も経営状況は良くなく冬眠状態に追い込まれている。そして2012年には銀行業監督管理委員会は農村資金互助社の審査・許可の手続きを当面停止してしまったのである²⁴⁾。

農村資金互助社が中国農村で十分に展開できなかった理由として、次の5点が指摘されている²⁵⁾。

第1点は資金源に不足したことである。農家にはもともと資金的余裕はなく、入社するとしてもその目的は貸付を受ける資格を得ることではなかった。

第2点は1社員の持株比率が10%を超えることができないとされたことである。このことは資金源をさらに制限することとなった。

第3点は農村資金互助社には国家の信用の裏付けがなかったことである。にもかかわらず銀行や農村信用社と同じ利率が求められ、優遇策もなかった。このため、十分な貯金を確保することができなかった。

第4点は貸付能力に不足していたことである。このことは資金源が不足していたことの必然的結果でもあった。

最後の第5点は収益能力に不足していたことである。事業規模が小さく、一方で監督管理の費用が高く、損失が大きかった。

このほか、農村資金互助社の推進政策が打ち切られることとなった大きな理由として、農村資金互助社の名を騙って農村に入り込み、詐欺的方法で農民から預金や資金を不法に集めるという事件が多発したことにより、農村資金互助社の合法性について疑いが生じることとなったことが挙げられよう²⁶⁾。

もし、こうした偽農村資金互助社を取り締まるために管理を厳しくすれば農村資金互助社は事実上窒息し、逆に緩めれば再び偽農村資金互助社が跋扈する。農村資金互助社の監督管理はなかなか一筋縄では行かなかったのである。

こうした事情を背景に、2011年8月には江蘇、浙江、河北、河南、吉林等にある10の農民資金互助組織が共同出資して「北京農信の家」を設立して農村資金互助社に関する情報の提供等に努めた²⁷⁾が、あまり大きな効果はなかったようである。

農村資金互助社は、小規模な人的組織として、互いに個人的に熟知した関係という信用をもとに、コストを制約しつつ少額の貸付を行うという構想を持ったものであったが、現実にはそうした構想はほとんど実現されることがなかった。その失敗の理由について指摘されていることについては既に述べたとおりであるが、農村資金互助社の失敗は、中国農村では信頼を基にした関係は決して持続しないという現実をあらためて示したものともなっている。

表10で見たように農村資金互助社の数は2020年において41社存続しているが、前述のとおり2015年には村鎮銀行への改組を奨励する指導もなされていることから、その数は徐々に減少していくものと考えられ、中国農村金融で果たす役割も小さなものにとどまろう。

5) 各農村金融機関の位置付けと今後

(1) 各農村金融機関の位置付け

これまで見てきたとおり、農村金融機関の組織として公的に認められているものは、特別の経緯と目的・性格を有する農業銀行、農業発展銀行および郵政貯蓄銀行のほか、農村商業銀行、農村合作銀行、農村信用社、村鎮銀行、貸付会社および農村資金互助社の6組織がある。

このうち、農村商業銀行と農村合作銀行は農村信用社を改組したものであり、

農村信用社を母体としている。いずれも農村信用社の経営改善のために株式会社の要素を取り入れたものであるが、農村商業銀行がほぼ完全に株式会社化したのに対し、農村合作銀行は一部で人的組織としての要素を残すものとなっている。残った農村信用社も、経済力が不十分なためにただちに株式会社化することはできないものの、経営改善のための業務見直しが進められている。

農村信用社のこうした商業的機関への移行や業務見直しに伴い、農家に金融業務を提供する機関が存在しないいわゆる空白地域が多数生じることとなったため、この空白地域をカバーするために提起された組織が村鎮銀行、貸付会社および農村式互助社の新型農村金融機関であった。

農村信用社の経営改善が強く求められたのは、経営の悪化した農村信用社で取り付け騒ぎ等が発生し、農村信用社発の金融不安を惹き起こすことを金融当局が強く警戒したためにほかならない。したがって、新型農村金融機関については、金融不安を惹き起こすといったことがないように、資本要件、業務地区等について強い制限がなされていることは表6および表7で見たとおりである。

さて、それでは農村金融機関として認められているこれら6つの農村金融機関について、図5を用いてその位置付けを改めて整理し、その方向性を確認しておくこととしたい。

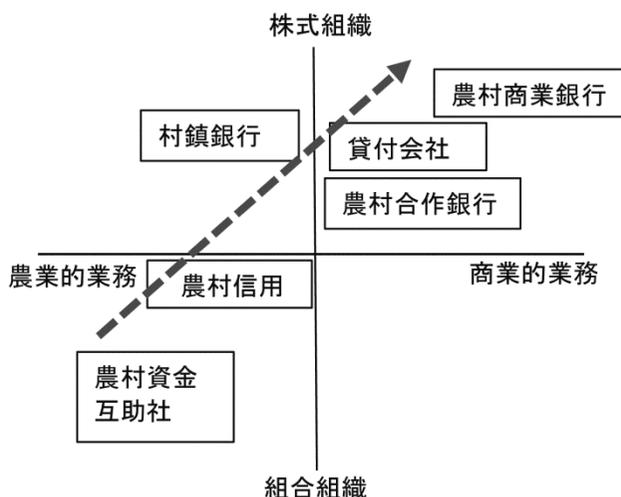


図5 中国農村金融機関の位置付けと方向

同図の横軸は、当該機関の業務の性格として商業的業務の性格が強いのか、または農業的業務の性格が強いかを示したものである。すなわち、右方向に位置すれば当該機関の業務は商業的色彩が強く、左方向に向かえば農業金融や農家等を対象にした農業的業務を行っていることを示している。

縦軸は組織の性格が株式組織なのか、組合組織なのかを見たものである。中国の農村金融機関は、これまで見てきたとおり、株式会社化するにも段階があり、農村合作銀行のように株式制を基本としつつ組合同的な性格を一部で有するといった組織もある。縦軸の上に行くほど純粹の株式会社に近く、下に行くほど人的組織としての組合同的要素が強い。

同図のとおり、第一象限に属するのは農村商業銀行、貸付会社、農村合作銀行であろう。農村商業銀行は商業化の程度が最も強く、組織も実質的に株式会社と異ならない。貸付会社は銀行からの出資だけで運営される物的会社であり、業務内容は消費者金融的要素が強くなる。農村合作銀行は農村信用社を改組して、商業化、株式化を進めたものであるが、農村商業銀行に向けた過渡的要素が強い。

第二象限には株式会社の組織で区域内での農村金融を担っているという点で村鎮銀行を挙げた。ただし、預金、貸付業務の対象を必ずしも農家に限定していないことから、現実の運用は地域金融機関的な色彩が強くなっているものと考えられる。

組合同的組織で農業的業務に従事する第三象限に属するのは農村信用社と農村資金互助社である。ただし、このうち農村信用社は経営基盤充実のため商業化等が求められ、農村資金互助社は現実には資金不足等のため発展できないままとなっていることは前述のとおりである。

なお、第四象限に属する組織は存在しない。

中国農村金融機関の組織・業務の移行の方向は、以上の検討から明らかなどおり、長期的には第三象限から第一象限へ、すなわち、組合組織で農業金融を行うという状況から株式会社組織で商業金融を行うという状況に向かっている。

かつては、農業金融では、農村信用社を活性化して協同組合金融を基本とする考え方も持たれていたが、中国農村では現実には協同組合金融が成立・存続し得ないことが徐々に明らかとなり、実質的な商業金融機関に農業金融も担わ

せるという方向に移行しているのである。

ただし、実質的な商業金融機関では零細な貸出先である農家への貸付条件が不利なものとなり、また利便性にも劣ることが多い。このため、協同組合的金融機関に農家への貸付を行わせる観点から、たとえば農民專業合作社に信用事業を行わせるといった考えが現在でも消えているわけではない。ただ、乱脈経営に陥りやすいという組合的金融の欠点を克服できず、さらに農村金融機関の商業化に向けた現実の動きから見る限り、あえてそうした試みを行っても成功する確率は低いであろう。

(2) 中国農村金融機関の今後の見通し

以上、中国農村金融機関の動向を追ってきたが、最後に、これまでの検討を踏まえつつ、中国農村金融機関の今後の見通しを見ておきたい。すなわち、現在ある農村金融機関のうち、どの金融機関が存続、成長し、どの金融機関が縮小、消滅するのかということである。

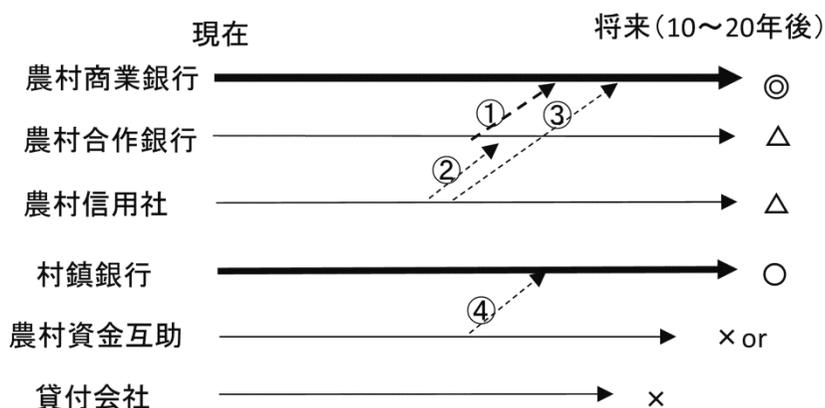
このことをまとめたのが図6である。

まず、農村商業銀行であるが、経営基盤という観点からは中国農村金融機関のうちで最も充実しており、また政府も農村信用社からの転換を勧めていることから、今後とも存続し、増加するであろう。

農村合作銀行はその組織形態に人的組織の要素を加えていることもあって現実の運用には難があるものと考えられ、現在でも数は少ない。今後は可能などころから農村商業銀行への転換が進み、その数は減少していくであろう。

農村信用社は過去から引きずる負担もあって経営効率が悪く、体制上の問題もあって信用事業の展開も不十分で経営難に陥っているところが多いことから、条件が整ったところから農村商業銀行または農村合作銀行への転換が勧められている。現在でも一定数の農村信用社が存続しているが、将来的にはその数を減少させるであろう。

村鎮銀行は、政府の奨励もあって全国的に多数設立されているが、金融機関同士の競争が厳しい中で、十分な競争力を持ちえず、経営状況は良くない。また、農業金融機関としての役割も十分に果たし得ていない。政府の政策もあるので、今後とも存続しようが、その数は基本的に横ばいとなろう。



- ◎は存続・増加、○は存続、△は縮小、×は消滅
- ①農村合作銀行から農村商業銀行への組織移行
 - ②農村信用社から農村合作銀行への組織移行
 - ③農村信用社から農村商業銀行への組織移行
 - ④農村資金互助社から村鎮銀行への組織移行

図6 中国農村金融機関の今後の見通し

農村資金互助社は、中国農村における真正の組合として期待された面もあったが、資金不足等から金融機関としての十分な役割を果しえず、新規設立許可は当面停止となり、村鎮銀行への転換が勧められている。このため、将来的に縮小し、場合によっては消滅するだろう。

貸付会社は現実的にコストがかさみ、効率的な運営が難しいことから、現在まで設立数が極めて少なく、今後とも伸びていくことは考えにくい。将来的にはその存在意義を失い、いずれ消滅するのではないかと考えられる。

中国農村金融機関のそれぞれの今後の見通しは以上のおりであるが、全体として見れば農村商業銀行に集中する方向となっており、村鎮銀行はかろうじて存続するが、それ以外の金融機関は、存続するにしても縮小し、場合によっては消滅するという情勢になっていると言えよう。

5. おわりに

これまで中国農村金融機関の展開過程を明らかにし、今後の方向について検討してきたが、それでは、当初に掲げた「中国農村ではなぜ農村金融機関が健全に発展し、定着しないのか」というある意味で普遍的な疑問にどのように答えることができるのだろうか。

本稿の分析で明らかにしてきたとおり、農村信用社には歴史をひきずる財産関係の複雑性や農村に総合農協が存在していないことによる農家経済状況の把握の困難性があったのであり、三種農村金融機関においても業務範囲の制約や財務状況の脆弱性から今後の発展に十分な展望が持てない状況である。

このように中国農村金融機関にはそれぞれが直面している固有の問題があり、これらが農村金融機関として健全に発展できない直接的な要因となっている。

中国ではなぜ農村金融機関が健全に発展しないのかという疑問に対しては、現状ではこうした直接的な要因を挙げて説明するほかはないだろう。ただし、筆者は、この問題に対しては、本来、中国の農村社会における信用面でのモラル（道徳性）の問題にまで踏み込まなければ十分な答えにならないのではないかという印象を持っている。

民国期の農村信用社では、資金を借りた多くの農家が、そもそも資金を返済しなければならぬという意識を持っていなかったと言われる。人民公社期の農村信用社では、従業員による農村信用社資金の持ち出しが横行した。1980年代後半に多数設立された農村合作基金会が解散しなければならなくなったのはまさに資金流用等の乱脈経営が絶えなかったためである。三種新型農村金融機関の一つである農村資金互助社も同様の事態に陥っている。

中国の農村金融機関のこうした事例に度々遭遇するたびに、中国農村で農村金融機関が十分に定着しないのは、元をただせば中国農村社会の信用面でのモラルの希薄性ないし欠如に由来するのではないかという印象を強く持つのである。

協同組合のような人的組織は、その組織が適正に運営されるかどうかはその組織の関係者のモラルに期待する面が大きい。すなわち管理運営面での人的側

面が大きいのである。それに対して株式会社のような物的組織の場合は会社の管理や運営方法が明確であることから、管理運営面での人的側面は人的組織ほど大きくはない。中国農村の農村金融機関で、株式会社は何とか存続し得るが、協同組合が存続し得ないのはそうしたところにも原因があるのではないかと考えるのである。

ただし、言うまでもなく、この信用面でのモラルの問題はあくまで仮説であり社会学的な検証を経たものではない。本件については、問題の提起にとどめ今後の課題としておきたい。

注

- 1) 田邊勝正 (1942)『支那の農業経済』日本評論社、157 頁。
- 2) 天野元之助 (1942)『支那農業経済論』改造社、309 頁。
- 3) 同上、311 頁。
- 4) このことについては、河原昌一郎 (2008)『中国農村合作社制度の分析』農林水産政策研究叢書第 9 号、58 - 61 頁参照。
- 5) この時期の三地区の合作社政策については、同上、82-99 頁参照。
- 6) 呉安民編著 (1986)『信用社管理体制』中国展望出版社、11 頁。
- 7) 中国農業全書編集部 (1999)『中国農業全書・北京巻』中国農業出版社、77 頁。
- 8) 同上。
- 9) 同上、216 頁。
- 10) 同上、78 頁。
- 11) 宋洪遠等著 (1988)『中国農業政策与涉农部門行為』中国財政経済出版社、211 頁。
- 12) 中国農業年鑑 (2003)、107 頁。
- 13) 株式合作制については、河原 (2008)、第 6 章を参照。
- 14) 『中国銀行業監督管理委員会年報』各年版ほか。
- 15) 大仏聊互連網金融「村鎮銀行の概況はどうなっているのか？」
<https://zhuanlan.zhihu.com/p/521485000>
- 16) 中国で預金利率は国家が基準利率を定め、その上下 50%の範囲で調節することが可能である。
- 17) 三連生活周刊 2022 年 7 月 11 日「河南村鎮銀行の危機、“村鎮”からどのように全国に波及したのか？」
<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1738029477344946999&wfr=spider&for=pc>
- 18) 第一財經 2022 年 6 月 28 日「村鎮銀行とその他の中小銀行はどう異なるのか」
<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1736874198035667766&wfr=spider&for=pc>
- 19) 中国人民銀行『2021 年四季度央行金融機構評級結果』

- 20) 大仏聊互連網金融「村鎮銀行の概況はどうなっているのか？」
- 21) 中国銀行業協会『全国農村中小銀行機構行業發展報告 2021』中国金融出版社、59 頁。
- 22) 三連生活周刊 2022 年 7 月 11 日「河南村鎮銀行の危機、“村鎮”からどのように全国に波及したのか？」
- 23) 中国財經 2014 年 8 月 18 日「農村資金互助社十年」
<http://finance.china.com.cn/roll/20140818/2618873.shtml>
- 24) 同上。
- 25) 崔長彬、潘長風、張正河（2022）「中国新型農村合作金融：歴史の鏡とシステムの枠組」
- 26) 中国財經 2014 年 8 月 18 日「農村資金互助社十年」
- 27) 同上。

引用・参考文献

- 1 天野元之助（1942）『支那農業經濟論』改造社
- 2 田邊勝正（1942）『支那の農業經濟』日本評論社
- 3 吳安民編著（1986）『信用社管理体制』中国展望出版社
- 4 宋洪遠等著（1988）『中国農業政策与涉農部門行為』中国財政經濟出版社
- 5 中国農業全書編集部（1999）『中国農業全書・北京卷』中国農業出版社
- 6 河原昌一郎（2008）『中国農村合作社制度の分析』農林水産政策研究叢書第 9 号
- 7 中国人民銀行農村金融服務研究小組（2021）『中国農村金融服務報告 2020』中国金融出版社
- 8 中国銀行業協会（2022）『全国農村中小銀行機構行業發展報告 2021』中国金融出版社
- 9 中国農業銀行編著（2022）『深耕大地—中国農業銀行奮進七十年紀實』中国金融出版社